

アフリカ豚コレラ発生緊急実施方針（2019年版）

出典：http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/201902/t20190202_6171163.htm

以下、機械翻訳などによる仮訳

すべての省、自治区、直轄市および市の獣医（農業農村、牧畜）部門（局、委員会、事務局）、新疆生産建設隊動物畜産獣医局、および関連機関：

アフリカ豚コレラ流行の緊急対応をさらに改善するために、中華人民共和国省は、「中華人民共和国動物疫病予防法」、「重大動物疫病緊急条例」、「重大動物疾病国家緊急計画」およびその他の関連法規を制定し、アフリカ豚コレラ発生緊急実施方針（2019年版）を発行した。皆様指示に従ってください。

「アフリカ豚コレラの予防と管理のための技術仕様書の発行と配布に関する農業省への通知（試験）（農業医学[2015]第31号）」および「アフリカ豚コレラの流行に対する緊急計画の発行と配布に関する農業省の通知 [2017]第28号）」は同時に廃止されます。

農業農村部

2019年1月24日 アフリカ豚コレラ発生緊急実施法案（2019年版）

アフリカ豚コレラを効果的に予防、管理、そして撲滅するために、豚産業の安定的で健全な発展を効果的に維持し、そして豚肉製品供給の安全性を確実にするために、この実施方針は、「中華人民共和国動物伝染病予防法」、「中華人民共和国出入国動植物検疫法」、「重大動物疫病緊急条例」、「重大動物疾病国家緊急計画」の関連規定に基づき策定された。

一、発生報告と確認

生きている豚やイノシシの異常な死亡等を確認した部署や個人は、直ちに地方の獣医畜産部、動物衛生管理機関、または動物疫病予防管理機関に報告すること。

報告を受けた後、県レベル以上の動物疫病予防管理機関は、臨床診断および疫学調査の結果に基づいて、アフリカ豚コレラ発生を疑う場合、速やかにサンプリングして試験のために省レベルの動物疫病予防管理機関に送付する。関連部署は発生についての報告、検査の送付、および調査の作業を実行するとき、将来の参照のため、迅速に記録を保管すること。

初めてアフリカ豚コレラの疑いが生じた省では、省レベルの動物疫病予防管理機関は、検査結果により発生が疑われる場合、サンプル及び発生情報を直ちに中国動物衛生疫学センターへ送付する。

アフリカ豚コレラの発生が 2 回以上疑われている省では、省レベルの動物疾病予防管理機関が診断すると同時に、確認された流行に関する情報を中国動物衛生疫学センターに直ちに報告する。また、保存のため、サンプルを同所へ送付する。

中国動物衛生疫学センターによって確認された発生については、中国動物衛生疫学センターは、同時に省レベルの動物疾病予防管理機関と中国動物疾病予防管理機関に診断結果を報告する。中国動物疾病予防管理期間は、手順に従って、関連する情報を農業農村部に報告し、農業農村部は、診断結果および関連情報に基づいて、アフリカ豚コレラの発生を確認し、公表する。

豚の輸送過程において、動物衛生監督検査局によって検出されたアフリカ豚コレラの発生については、農業農村部によって別途規定される。

各地方の税関、林業および草地部門がアフリカ豚コレラの疑わしい例を発見した場合、速やかに省レベルの獣医畜産管轄部門に通知するものとする。省レベルの獣医畜産管轄部門は、上記の要件に従って適時にサンプル検査および情報報告を行い、各業務区分に従い、発生に適切に対処するよう税関、林業および草地部門と協力する。農業農村部は診断の結果に基づいて発生を確認し、公表する。

二、流行への対応

(一) 流行状況の分類

流行の特徴、被害の程度および流行の範囲に従って、アフリカ豚コレラ流行状況を 4 つのレベルに分ける：特別（クラス I）、大（レベル II）、中（レベル III）および一般（レベル IV）。

1. 特別（クラス I）流行

国内での新規発生は急速に増加・拡大し続けており、30 日以内に多数の省で発生し、豚産業の発展と経済・社会活動にとって深刻な脅威となっている。

2. 大（レベル II）流行

30 日以内に、5 つ以上の省で発生し、流行地域は集中して隣接し、かつ流行地域が拡大している。

3. 中（レベル III）流行

30 日以内に、5 つ以上の省で 2 件以上の発生がある。

4. 一般（レベル IV）流行

30 日以内に、1 つの省で発生。必要に応じて、農業農村部は予防と管理の実際の状況に応じてアフリカ豚コレラの発生の具体的なレベルを決定する。

(二) 流行警告

特に特別（Iレベル）、大（レベルII）、および中（レベルIII）の流行が発生した場合、農業農村部は、社会に流行警告を発行する。一般（レベルIV）流行が発生した場合、農業農村部は、関連省レベルの獣医畜産部門が流行警告を発行することを承認することができる。

(三) 分級対応

アフリカ豚コレラ発生時には、すべての地域および関連部門が、地域の管理及び分級対応の原則に従って緊急対応を行う。

1. 特別（クラスI）流行対応

流行状況とリスク評価の結果に応じて、農業農村部は国務院に報告し、クラスI緊急対応を開始し、国家緊急指揮機関が設立されるか、あるいは国務院の承認を得て農業農村部がクラスI緊急対応を開始し、複数の部局から構成される緊急指揮機関を立ち上げる。

全国の省、市、県レベルの人民政府はすぐに緊急指揮機関を立ち上げ、アフリカ豚コレラの予防と管理作業の日ごと報告システムを実施し、緊急疫学調査と検査を組織し、迅速に緊急対策を講じる。すべての関連部署は、業務分担に従って、アフリカの豚コレラを予防および管理するために協力しなければならない。

2. 大（レベルII）流行対応

農業農村部、ならびに流行が発生した省および近隣の省、市、県のレベルの人民政府は、直ちにレベルIIの緊急対応を開始。緊急指揮機関を立ち上げ、アフリカ豚コレラの予防および管理作業の日ごと報告システムを実施し、監視および調査を実施し、発覚した疾病に対し迅速な緊急対策を講じる。すべての関連部署は、業務分担に従って、アフリカ豚コレラを予防および管理するために協力しなければならない。

3. 中（レベルIII）流行対応

農業農村部、ならびに流行が発生した省、市、県のレベルの人民政府は、直ちにクラスIII緊急対応を開始し、緊急指揮機関の作業を開始。緊急指揮機関を立ち上げ、アフリカ豚コレラの予防および管理作業の日ごと報告システムを実施し、監視および調査を実施し、発覚した疾病に対し迅速な緊急対策を講じる。すべての関連部署は、業務分担に従って、アフリカ豚コレラを予防および管理するために協力しなければならない。

4. 一般（レベルIV）流行対応

農業農村部、ならびに流行が発生した省、市、県のレベルの人民政府は、直ちにクラスIV緊急対応を開始し、緊急指揮機関の作業を開始。緊急指揮機関を立ち上げ、アフリカ豚コレラの予防および管理作業の日ごと報告システムを実施し、監視および調査を実施し、発覚し

た疾病に対し迅速な緊急対策を講じる。すべての関連部署は、業務分担に従って、アフリカ豚コレラを予防および管理するために協力しなければならない。

特別（クラス I）、大（レベル II）、中（クラス III）、および一般（クラス IV）流行が発生した場合、豚及びその製品の高风险地区から低リスク地域への移動は厳しく制限されるべきである。生きた豚と豚肉製品の管理を分画化し、関連する地域の豚市場を閉鎖する具体的な規制計画は、農業農村部が別途発行し、適時調整する。

（四）対応レベルの調整と終了

流行状況や予防管理の実態に応じて、農村農務部または関連する省レベルの獣医畜産部門が流行状況の評価分析を行い、速やかに対応レベルの調整または緊急対応の中止を提案する。

三、緊急処置

（一）疑い事例への緊急処置

疑わしい流行事例が発生している地点の厳格な隔離と監視、および疫学的関連性のある地点および農場（戸）のサンプリングと検査を行い、感受性動物やその製品、飼料や敷料、廃棄物、運搬車、関連施設の備品の移動を禁止し、内部や外部の環境を厳密に消毒する。必要に応じて、封鎖や殺処分などの措置を講じることができる。

（二）確定事例の緊急処置

発生と確定診断された後、県レベル以上の獣医畜産管轄部門は直ちに疫点、疫区および脅威地域を明確にし、遡及的追跡調査を実施し、同レベルの人民政府に対応するレベルの緊急対応を開始することを提案し、人民政府は法律に従って決定を下す。

1. 疫点、疫区、および脅迫地域の決定

疫点：罹患した豚の位置。比較的独立した大規模農場（戸）、孤立地については、病気の豚がいる農場（戸）、孤立地を疫点とする。豚が散在している場合は、病気の豚がいる村を疫点とする。豚を放し飼いにしている場合は、活動範囲を疫点とする。

輸送中に発生が確認された場合は、病気の豚を運ぶ車両、船舶、航空機およびその他の輸送手段が疫点であり、家畜市場で発生が確認された場合は、家畜市場が疫点である。と殺加工過程に流行が発生した場合、と場加工工場（ウイルス汚染のない食肉加工場を除く）を疫点とする。

疫区：一般に、疫点の端から 3 km に及ぶ地域を指す。

脅威地域：一般に、感染地域の端から10kmに及ぶ地域を指す。イノシシ活動のある地域では、絶滅のおそれのある地域は、疫点の端から50 kmに及ぶ地域とすべきである。疫点、疫区、および脅迫地域を決定する際には、地域の自然の障壁（河川、山など）、人工的な障壁（道路、フェンスなど）、行政区画、飼育環境、イノシシの分布、および流行状況に係る疫学調査およびリスク分析の結果に従って調整する必要がある。必要ならば、特別な需要供給事情を考慮し、総合的な評価の後に決定する。

2. 封鎖

発生地のある県レベルの獣医畜産部門は、同レベルの人民政府に、該当人民政府の法のもとに封鎖例を公布し、疫区の封鎖を実行するように要請する。疫区が行政区域を横断する場合は、関連行政区域が共通で管理する上級の人民政府がその疫区に封鎖を課すか、またはそれぞれの関連行政区域の上級人民政府は共同でその疫区を封鎖する。必要に応じて、より高いレベルの人民政府は、より低いレベルの人民政府に疫区を封鎖するよう指示することができる。

3. 疫点の対応

流行が発生した県レベルの人民政府は法に基づき、迅速に、疫点の全ての豚を淘汰し、全ての死亡した豚、淘汰した豚およびそれらの製品を無害化処理する。排泄物、食堂の残留物、汚染された、あるいは汚染されている可能性のある飼料や敷料、下水などの無害化処理をする。汚染された、あるいは汚染されている可能性のある物品、車両、調理器具、豚舎、および現場環境を徹底的に清掃および消毒する。出入りする人員、車両および関連備品は必要に応じて消毒されなければならない。感受性動物の出入りやその製品を持ち出すことは禁じられる。疫点ごと殺加工企業の場合、豚のと殺は中止される。

4. 疫区の対応

流行が発生した県レベル以上の人民政府は手順及び要求に従い、警告サインの設置、一時的な検査および消毒ステーションの設置、出入りする関係者および車両の消毒を行うものとする。感受性動物の出入りやその製品を持ち出すことは禁じられる。家畜市場は閉鎖され、農場、家畜市場などを徹底的に消毒し、疫学調査とリスク評価を行う。

疫区の農場は厳格に隔離されなければならない、病原体検査が陰性の場合、生存した豚は飼養の継続やと殺することが可能となる。病原体検査が陽性の農家の場合は、すべての豚を淘汰し、清掃して消毒する必要がある。疫区内のと殺企業は、豚のと殺活動を中止し、検査のために豚肉、豚の血液および環境サンプルを収集・送付し、徹底的に清掃し消毒する。

原則として、疫点や疫区で淘汰された豚は、その場で無害化処理されるべきであり、無害化

処理のために感染地域から輸送する必要がある場合は、感染を防ぐために地元獣医畜産部門の監督の下、密閉された積載用具（車両）を使って輸送する必要がある。荷降ろしの前後に、荷積み用具（車両）を徹底的に清掃し消毒する必要がある。

5. 脅威区域における対応

豚の出入りは禁止され、家畜市場は閉鎖される。流行が発生した地域の獣医畜産部門及び組織は、農場で臨床調査を実施し、必要に応じて検査のためにサンプルを収集し、流行の動態を把握し、予防および管理対策を強化する。

脅威区域の豚と殺事業者は豚のと殺活動を停止し、徹底的に清掃し消毒し、地域の獣医畜産部門は場内の環境サンプルおよび豚肉製品のサンプルを検査し、検査に合格し、リスク評価が承認された後、生産を再開することができる。

6. 輸送中に発生が認められた場合の疫点、疫区、脅威区域における対応

流行が発生した県レベルの人民政府は、法に基づき、強制的に、疫点のすべての豚を淘汰し、すべての死亡した豚、淘汰した豚およびそれらの製品を無害化処理し、輸送器具を徹底的に清掃および消毒する。 リスク評価の結果に基づき、地方政府は、疫区と脅威区域を定めるかを明確にし、対応する措置を講じる必要があるかどうかを判断する。

（三）イノシシと媒介昆虫の管理

農家は豚とイノシシとの接触を避けるための措置を取るべきである。すべての地域の林業および草地部門は、疫区、脅威区域および周辺地域におけるイノシシの分布を調査および監視するものとする。 ヒメダニが分布している地域では、疫点、疫区および脅威区域の養豚場は、ヒメダニを殺すなどの防虫対策を講じるべきであり、獣医畜産部門は監視およびリスク評価を強化すべきである。 地元の獣医畜産部門、林業部門、草原部門は定期的に連絡を取り合う必要がある。

（四）追跡調査と監視

すべての地方自治体は、必要に応じて包括的な調査を実施し、疾病発生のおおむね1か月前からの豚の搬入、豚の死亡状況、飼養方法等を調査し、記録する。特に重要な区域や流行の鍵となる経路、異常死亡豚については監視を強化し、適時発生のおおむね隠れた要因を探す。豚の市場、と殺場、無害化処理の検査を強化する必要がある、対象を絞ったモニタリングを実施する必要がある。入港地、交通の中心地周辺、および中央ヨーロッパの地域の監視を強化する必要がある。豚やイノシシの異常死には細心の注意を払う必要がある、捜査中に異常が見つかった場合は、それらを直ちにサンプリングして送付し、相当の措置を実施する。

（五）発生の追跡・疫学調査

疾病発生のおおむね30日以上前、かつ隔離措置よりも前に疫点から搬出された感受性動

物、関連製品、車両及び密接に接触した人員の追跡調査、疫学的な関連性のある農場、と殺場、加工場のサンプリングと試験を行い、疾病の拡大リスクを分析し評価する。

流行の少なくとも 30 日以前に、疫点に搬入された感受性動物、関連製品、輸送道具および人員について追跡調査を実施し、疫学関連のある場所、車両をサンプリングおよび検査し、疾病の来源を分析する。流行の疫学調査中に異常な状況が見つかった場合は、検査結果とリスク分析に従って相当の措置を講じるものとする。

(六) 封鎖解除および生産再開

1. 疫点が農場または家畜市場の場合

おとり豚監視措置が取られない場合：

疫点および疫区のすべての豚が死亡、または殺処分終了し、**必要に応じた消毒、無害化処理後 42 日新たな発生が認められなかったとき。**

おとり豚監視措置が取られる場合：

消毒及び無害化処理 15 日後、おとり豚が導入され 15 日経過し、おとり豚が臨床症状を呈さず、病原体検査が陰性であり、新たな発生は発生しなかったとき。

流行が発生した県の上位レベルの獣医畜産管轄部門による検査と承認に合格した後、県レベルの獣医畜産管轄部門は、封鎖命令を発した人民政府に封鎖解除を申請し、人民政府は封鎖を解除し、周辺地域と関連部門に通知する命令を発する。

2. 疫点が豚のと場や加工場の場合

獣医畜産部門によって確認された疾病について、と場や加工場は徹底的に**清掃および消毒され、該当の獣医畜産部門による環境サンプルおよび豚肉製品の試験に合格し、15 日経過**すると、流行が発生した県上位レベルの獣医畜産部門による組織による疾病のリスク評価が行われた後に生産を再開することができる。発生前に生産された豚肉製品については、サンプリングテストとリスク評価によりアフリカ豚コレラウイルスに汚染されていないことが示されていることから、現場での高温処理後に利用することができる。

と場や加工場からの検査報告により確認された疾病について、**徹底的に清掃および消毒され、該当の獣医畜産部門による環境サンプルと豚肉製品の検査に合格し、48 時間経過し、**疾病リスク評価により承認された後、生産を再開することができる。発生前に生産された豚肉製品については、サンプリングテストとリスク評価によりアフリカ豚コレラウイルスに汚染されていないことが示されていることから、現場での高温処理後に利用することができる。

疫区内のと場加工場は、徹底的に**清掃および消毒され、該当の獣医畜産部門による環境サンプルおよび豚肉製品の試験に合格し、48 時間経過し、**疾病リスク評価により承認された後、生産を再開することができる。

封鎖が解除された後、疫点および疫区の殺処分を実施した範囲では、養豚を継続する必要がある農場（世帯）については、おとり豚を導入して臨床観察を行うべきであり、45 日間の飼養後（豚はこの時期に搬出されるべきではない）臨床的な異常がない場合は、該当する農場（世帯）は豚を補充することができる。

（七）殺処分補助金

豚や飼養イノシシの強制的な淘汰については、関連する規則に従って補償が行われ、淘汰補助金の資金は中央政府と地方自治体が、財政状況に比例して負担するものとする。

五、アフターケア、情報公開と知識普及推進

疾病情報の迅速な発表と予防と管理の進展、そして国際社会への迅速な説明を行う。噂を断固として取り締まる。農業農村部の承認なしに、さまざまなレベルの地方自治体やさまざまな部門が、発生に関する情報を公表したり、流行に関する情報を排除したりすることはできない。積極的な広報、科学的な広報、疑問を即座に解決することを堅持し、まず権威のある解釈と主流の声明を出すことで、予防と管理に貢献する。

消費者の懸念を払しょくするため、質問や疑問に迅速に答え、アフリカ豚コレラを科学的に認識するように一般市民を指導し、合理的な消費をすること。

（一）事後評価

緊急対応が終わった後、流行発生地域の人民政府の獣医畜産部門は系統的に緊急処分状況を評価し、評価報告を形成するために関連ユニットを組織する。大（レベル II）以上の流行状況に関する報告は、段階的に農業農村部に報告されなければならない。

（二）責任調査

流行対応の過程で、養豚、売買、取引、と殺などの組織・関連部署の職員が主たる責任を果たさず、過失、任務の怠慢などの違法行為を行ったか、関連法規に従って厳しく捜査する。

（三）年金補助金

あらゆるレベルの地方自治体政府は、関連する規則に従って、緊急対応作業に参加したために病気にかかったり、死亡した人々に適切な補助金と年金を支給するために関連部門を組織する。

六、補足

（1）本実施の形態における数量の記載において、「上方」は数字を含み、「下方」は数字を含まない。

（2）香港およびマカオにおける豚およびその製品に係る実施に関連する事項は、農業農村

部および商業関税省によって別に規定されるものとする。

(3) 国内のイノシシで疾病が発生した場合には、国内の豚の流行状況に応じて処分し、疫学調査およびリスク評価の結果に応じて、本実施形態を用いて国内の豚および国内のイノシシへの流行を防止する。

(4) 飼料、その添加物、または豚関連製品中において陽性が検出された場合、感染伝播のリスクが評価された場合、飼料、その添加物、または豚関連製品は破棄されなければならない。

(5) 本実施運用は、農業農村部により解釈される。

別添：

1. アフリカ豚コレラの診断規範
2. アフリカ豚コレラサンプルの収集、輸送および保存の要件
3. アフリカ豚コレラ消毒規範
4. アフリカ豚コレラ無害化処理要件

別添1 アフリカ豚コレラの診断基準

一、疫学

(一) 感染源

アフリカ豚コレラウイルスに感染した飼養豚、イノシシ（病気の家畜、回復期の家畜および不顕性感染家畜を含む）およびヒメダニが主な感染源である。

(二) 伝播経路

主に、アフリカ豚コレラウイルス感染豚またはアフリカ豚コレラウイルス汚染物質（食品廃棄物、飼料、飲料水、豚舎、敷料、衣類、用具、乗り物など）との接触することにより、消化管および気道を通じ感染する。また、ヒメダニなどに刺され感染することがある。

(三) 感受性動物

飼育豚やユーラシア大陸に生息するイノシシは非常に感染しやすく、品種、年齢、性別に明らかな差はない。イボイノシシやカワイノシシは感染する可能性がありますが、明らかな臨床症状を示すことはない。

(四) 潜伏期間

潜伏期間は、株、宿主および感染経路によって異なるが、一般的に5日から19日、最大21日までである。国際獣疫事務局の陸上動物コードでは、潜伏期間は15日間と設定されている。

(五) 発生率と死亡率

病原性は株により異なるが、強毒株は12日から14日以内に感染動物を100%死に至らしめる可能性があり、中程度の毒性の株の死亡率は一般に30%から50%、低毒性株では少数の豚だけが死ぬ。

(六) 季節性

本疾病に季節性はない。

二、臨床症状

(一) 最も急性の症状：明らかな臨床症状を呈さず突然死亡。

(二) 急性：42℃まで発熱しうる。沈鬱、食欲不振、耳、四肢、腹部の皮膚の出血、可視粘膜の紅潮、チアノーゼ、眼や鼻や化膿性の分泌物、嘔吐、便秘、便の表面の血液や粘液の付着、下痢、血便、運動失調または歩行不様、呼吸困難、および疾患の長期経過、その他の神経学的症状、妊娠中の雌豚の流産。死亡率は100%に達しうる。病気の経過は4日から10日。

(三) 亜急性：症状は急性と同じだが、症状は軽度で死亡率は低い。体温の変動は不規則

で、一般的に 40.5° C を超える。子豚の死亡率は高い。病気の経過は 5 日から 30 日。

(四) 慢性：波状熱、呼吸困難、湿った咳、削瘦あるいは成長不良、弱体化、体毛の色悪化、関節腫脹、皮膚潰瘍。死亡率は低い。病気の経過は 2 から 15 ヶ月。

三、病理学的変化

典型的な病理学的変化には、漿膜表面の鬱血、出血、腎臓および肺の表面の出血、心内膜および心外膜の大量出血点、胃および腸のびまん性出血、ならびに胆嚢および膀胱出血が含まれる。肺の腫大、切断面からの泡沫性液体、気管内の血状の泡状粘液があり、脾臓の腫大・脆弱化・表面の出血斑・辺縁鈍化・辺縁の梗塞が。顎下リンパ節・腹部リンパ節の腫大、重度の出血。

最も急性型の個体は、重大な病理学的変化を示さないこともあり。

四、鑑別診断

アフリカ豚コレラの臨床症状は、豚コレラ、PRRS、および豚丹毒の症状と類似しており、実験室内検査によって区別して診断されなければならない。

五、実験室テスト

(一) 検体の採取、運搬および保存（別紙 2 参照）

(二) 抗体検出

抗体検出は、間接的酵素結合免疫吸着検定法、ブロッキング酵素結合免疫吸着検定法によって行うことができる。

試験及び間接蛍光抗体試験その他の方法

抗体検査は、関連する生物学的安全要件を満たす地方の動物疾病予防および管理機関の研究所、ならびにそれらに委託された関連の研究所で実施されるべきである。

(三) 病原体の検出

1. 病原体の迅速検出：二重抗体サンドイッチ酵素結合免疫吸着検定法、ポリメラーゼ連鎖反応およびリアルタイム蛍光ポリメラーゼ連鎖反応を使用することができる。

2. ウイルス分離および同定：細胞培養などの方法を使用することができる。アフリカ豚コレラウイルスの分離と同定は、農業農村部によって承認されなければならない。

(四) 結果判定

1. 临床上疑わしい発生は、以下の疫学的基準、臨床的基準、および剖検基準を満たし、臨床的疑似患畜と判断される。

(1) 疫学的基準

- ① PRRS などのワクチンが手順に従って予防接種されているにもかかわらず、群での発生率と死亡率が正常範囲を超える。
- ② 食品残渣給餌されている郡において、発生率・死亡率が高い。
- ③ 豚の導入、飼料の交換、外部の人員および車両の農場への侵入、農場主や飼育員の豚肉製品購入など、リスク発生した後、15日以内に発生率・死亡率が上昇する。
- ④ 放し飼い飼育をしており、ごみと接触する可能性がある豚の発生・死亡。

上記4項目のいずれかに該当する場合、疫学的基準に沿っていると判断される。

(2) 臨床症状の基準

- ① 発生率、死亡率が正常範囲を大きく超えるか、または兆候のない突然死。
- ② 皮膚の赤化または紫化。
- ③ 高熱または結膜炎の症状。
- ④ 下痢または嘔吐の症状。
- ⑤ 神経症状

①の条項を満たし、他の条項の1つ以上を満たすならば、臨床症状基準に従っていると判断される。

(3) 剖検基準

- ① 脾臓の異常な腫大。
- ② 脾臓の出血性梗塞。
- ③ 下顎リンパ節出血。
- ④ 腹部リンパ節出血。

上記のいずれかが満たされれば、剖検の基準を満たす。

2. 疑似発生

臨床上疑わしい発生において、迅速病原体検出法により陽性が確認された場合、疑似発生と判定される。

3. 確定発生

疑似発生において、要件に従って中国の動物衛生疫学センターまたは地方の動物疾病予防および管理機関の研究所によって検査され陽性が確認された場合結果、確定発生とされる。

別添2 アフリカ豚コレラサンプルの収集、輸送および保存の要件

感染動物またはコホート動物の血清サンプルおよび病原体サンプルは採取可能であり、病原体サンプルは主に抗凝固剤処理された脾臓、扁桃腺、リンパ節、腎臓および骨髄から採取可能。環境にヒメダニがいる場合は、それも一緒に収集する必要がある。

サンプルの包装及び輸送は、農業農村部の「高病原性動物病原性微生物（毒物）種又はサンプル輸送包装仕様書」の規定に従うものとする。サンプル登録用紙に記入し、収集したサンプルを冷蔵密封状態で関連する検査室に輸送する必要がある。

一、血清サンプル

5mlの血液サンプルを無菌的に収集し、室温で12から24時間静置し、血清を収集し冷蔵で輸送する。試験所に到着した後、冷凍保存される。

二、病原体サンプル

（一）抗凝固血液サンプル

エチレンジアミン四酢酸（EDTA）により抗凝固し、5mlのサンプルを冷蔵で輸送する。試験所に到着したら、 -70°C で凍結保存する。

（二）組織サンプル

脾臓が好ましく、その後に扁桃腺、リンパ節、腎臓、骨髄など。冷蔵輸送する。サンプルが試験所に到着した後、 -70°C で保存される。

（三）ヒメダニ

収集したヒメダニをスクリーキャップ付きバイアル瓶/チューブに入れ、少量の土を入れ、蓋をガーゼで覆い、室温で保存する。試験所に到着したら、 -70°C で凍結保存する。液体窒素中で保存する。形態学的に観察されるのみの場合は、100%アルコール中で保存することも可能。

別添3 アフリカ豚コレラ消毒規範

一、消毒製品の種類

最も効果的な消毒製品は 10%のベンゼン・フェノール、次亜塩素酸、強塩基、グルタルアルデヒド、強塩基（水酸化ナトリウム、水酸化カリウムなど）、塩化物、フェノール化合物は、建築物・木造建築物、セメント表面、車両および関連施設の消毒に適している。アルコールとヨウ化物は人員の消毒に適している。

二、畜舎および施設備品の消毒

（一）消毒前の準備

1. 有機物、汚れ、糞便、飼料、ごみなどは消毒する前に取り除く。
2. 正しい消毒剤を選択する。
3. スプレー、火炎放射器、消毒用車両、消毒用保護具（マスク、手袋、防護用ブーツなど）、消毒容器などを用いる。

（二）消毒方法

1. 金属製の設備や機器の場合、火炎、燻蒸、洗浄によって消毒することができる。
2. 住宅、車両、と場、貯蔵庫などの場合は、消毒剤による清掃またはスプレーで消毒することができる。
3. 農場の飼料や敷料は、スタッキング（積み重ね）発酵または焼却処理が可能で、糞便などの汚染は化学処理後、深層埋葬、スタッキング（積み重ね）発酵または焼却処理が可能。
4. 疫区範囲内の建物、寮、公衆食堂等はスプレー式消毒が可能。
5. 消毒によって発生する汚水は無害化処理する必要がある。

（三）人員および物品の消毒

1. 飼育員はシャワーの消毒が可能。
2. 衣服、帽子、靴などの汚染されている可能性がある物品は、消毒液の浸液、オートクレーブなどで消毒が可能。

（四）消毒頻度

疫点は1日3から5回の消毒を7日間続け、その後1日1回の消毒を15日間続ける。疫区における出入りする人員や車両を消毒するための消毒ステーションは、疫区解除直前まで続ける。

別添 4 アフリカ豚コレラ無害化処理要件

アフリカ豚コレラの処理過程では、病気の豚、淘汰された豚およびその関連製品は「病死及び病害動物無害化処理規範」（農薬発行[2017] 25号）に従って実施される。

Cc：中央宣伝部、外交部、開発改革委員会、公安部、財務部、運輸部、商務省、保健医療委員会、緊急管理部、税関総局、市場監督管理総局、中国銀行規制委員会、国家林業草地局、中国民間航空局、国家郵便局、チャイナレイルウェイコーポレーション中央軍事委員会物流支援社

2019年1月25日 農業農村部総局 発行